

令和7年度 第3回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

1 開催日時

令和8年3月24日（火）19時00分～20時30分

2 開催場所

広島市役所北庁舎6階 会議室

3 出席者

(1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機 関 名	役 職 名	備考
広島市	こども未来局こども青少年支援部 青少年育成担当課長	
広島市小学校長会	会長（広島市立観音小学校長）	
広島市公立中学校長会	会長（広島市立古田中学校長）	
広島市立高等学校長会 ◎	会長（広島市立広島商業高等学校長）	
広島市児童相談所	第一相談係長	
広島法務局	人権擁護専門官	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 統括少年育成官	
広島県臨床心理士会	理事	
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市PTA協議会	専務理事	
広島市医師会	常任理事	
広島県社会福祉士会	子ども・家庭支援委員会委員長	
広島人権擁護委員協議会	こども人権委員会 委員長	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

(2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員

4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- (1) 令和7年度広島市におけるいじめ防止対策等について【資料1】
- (2) 各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について
- (3) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料2】

5 傍聴人の人数

1人

6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図
- (2) 資料1、2
- (3) 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

7 会議の要旨

(1) 令和7年度広島市におけるいじめ防止対策等について【資料1】

広島市教育委員会（以下、「教委」という。）が、資料1を説明し、次の質疑があった。

【○構成員 ●教委】

- SNS上で起きたトラブルについては、重大事態という整理になるのか。
- 学校は、報告や相談があったものについて、重大なこととして捉えて対応しているが、それらの事案が、必ずしも重大事態という整理になるわけではない。

(2) 各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について

主な発言【○構成員】

- 学校としては、年度初めにSNS等の使用方法の指導や講演を行っている。発達段階に応じた指導となるようにしている。
- 人権教室は、小学校から高等学校まで行っている。パワーポイントや指導案を作成し、人権擁護委員全員が行うことができるようにしている。高等学校は、ネットいじめやヘイトなどを取り扱っている。
- 次年度から、5歳児検診で気になる児童については、学校に適応できるよう就学までにできる支援を行うよう予定している。
- PTA協議会としては、児童生徒主体でいじめ問題に取り組める企画ができないか考えている。
- スクールカウンセラーがスムーズに業務を始められるよう、心理士会として研修等を行っている。
- 警察は、学校で犯罪防止教室を行ったり、いじめの中でも犯罪に当たる場合に関係機関につなげたりしている。いじめに係る相談のほとんどは保護者からあり、多くの事案で学校と連携している。
- 法務局では、LINE相談を行ったり、放課後児童クラブ等を訪問し、そこで過ごす児童生徒との関係作りをしたりしている。
- 児童相談所に連絡がある内容に、いじめ等が含まれていれば、学校や教育委員会等、関係機関と連携している。一時保護から学校復帰をする際の支援等も、連携しながら行う。
- 学校現場では、被害の訴えはあっても直接相手と話したがらないケースが増えている。児童生徒が相談しやすい環境作りをしたり、自分の思いを表現できるようにさせたりしたい。
- 「こどもSOS相談窓口」への相談は、昨年度よりも増えている。対面や電話で相談対応をしている。
- 弁護士会は、いじめ予防教室を小学校、中学校、高等学校で実施している。こども電話相談も行っているが、次年度の方法について、改めて検討をしている。人権救済やスクールロイヤーの派遣等も行っている。

(3) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料2】

教委が、資料2を説明した。